

**西成労働福祉センターのアンケート調査がおこなわれます。
1日に30人、賃金受け取り後に協力してください。**

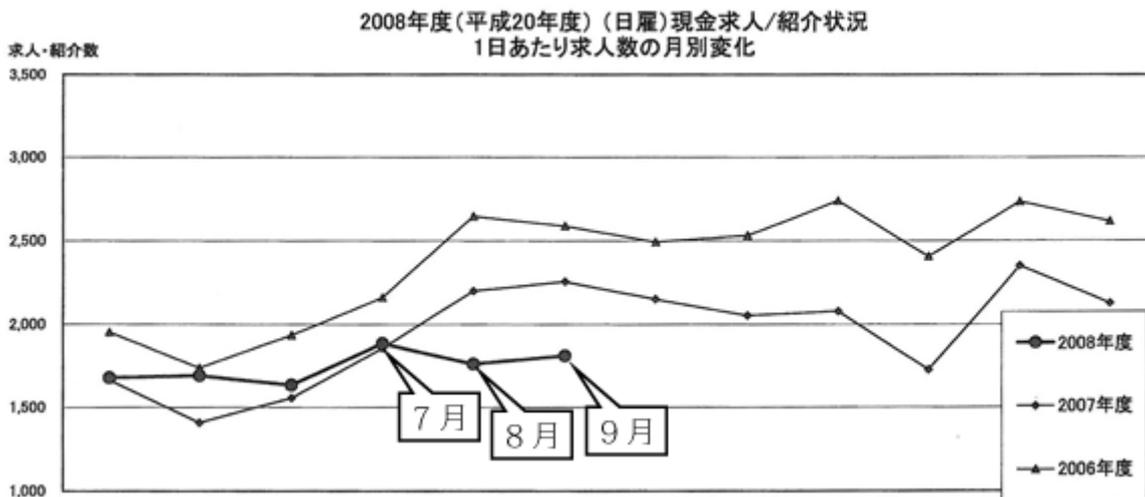
11月10日から、特掃の輪番登録者を対象に、西成労働福祉センターのアンケート調査が始まっています。

内容は、主に生活の状況と、白手帳や健康保険、センターなどでの仕事の探し方・技能講習などセンターの利用の仕方について訪ねるものです。この調査は、センターの寄り場や3階にいる労働者、センターの紹介窓口や相談でもおこなわれています。それぞれの利用者から聞くことで、釜ヶ崎での仕事の全体像や労働者の状態がよりわかり、釜ヶ崎での行政施策・労働対策に反映してくれるものと期待しています。

現場から帰ってきて賃金を受け取るときに、センターの職員とNPOのスタッフが協力を呼びかけます。1日に約30人の方をお願いすることになります。3時20分頃から4時頃までかかりますが、協力していただけた方には、センターのほうから粗品(タオル・石鹸・かみそり・歯ブラシのセット)が出ます。特掃事務所1階の詰め所のほうでおこないますので、少し時間がかかりますが、急いで帰らなければいけないという方以外は、ぜひとも協力してください。

結果については、調査全体を集計して、3月末頃にセンターのほうから発表されると思います。

釜ヶ崎での仕事も激減、アルミ缶の値段も激落、今年の年末年始はどうなるか。



左の図は、西成労働福祉センターが調べている現金求人数だ。例年であれば7月から仕事が出てくるが、今年は8月9月に逆に減ってしまい、去年に比べて20%減り、おとしに比べると3分の2になってしまっている。アルミ缶の値段も秋に入って急落し、夏に約170円だったのが、もう90円からそれ以下に、半分にも下がっている。

経済危機の影響は、真っ先に釜ヶ崎で現れている。野宿しながら生きていくのはますます難しい。寒くなる前に生活保護に移行しよう。

.... 特掃事務所では、「このごろ、〇〇さんの姿をみかけないが、どうしたんやろう？」 と 仲間のことを心配する声をきいた

Fさんが公園のテントに帰ってこない。という声を数人の人からきいた。黙って姿を消す人ではない。どうしたのだろう、と心配していると、ある人が、救急搬送された仲間のところへ見舞いにいったら、Fさんも救急搬送されて、同じ病院に入院していた。もうひとりのFさんも、やはりどこにもいない。消息がつかめないまま日が過ぎていったが、ある日FさんがNPO釜ヶ崎事務所へやってきた。救急搬送され、入院。今は天六の一時保護所にいるという。仲間に知らせてほしい、という。

特掃の就労の現場では倒れる仲間は少なかったが、今年の夏は、もしかして、知らないところで、多くの仲間が倒れているのかもしれない。7月の初め、はじめて福祉の相談にくる、といった66才のTさんは結局、福祉部門へ来る、という約束をした日を最後に特掃にこなくなった。いつも、もう少しがんばる。というTさんだったが、その日は血圧がいつもより高めで少し疲れたようすだった。本町のビルの倉庫の片隅が寝場所で、片付け仕事をしてダンボールを集めて生活していたTさんだったが.....今はどこにいるのだろう。

倒れる前に、福祉部門へ相談にきてください(月曜日・金曜日 朝9時から12時)。

結核検診を受けましょう

今年も年末が近づいてきた。年末年始の越年臨時宿泊所は、今年も南港で設置されることになると思う。

臨泊に入るためには、結核健診カードを持っていなければならない。昨年受けていたとしても、臨泊受付日より1年以内に受けたカードが必要になる。また、来年度の特掃の切替のときにも健診カードが必要だ。

左の図(*注:省略)に、健診の日程が書いてあるので、シェルターに泊まっていたりして、今年も臨泊を利用せざるをえないと思う人は、早めに受診しておこう。11月25・26・27日は続けて検診車が来るので、チェックしておこう。もちろん、シェルター→臨泊というのは、次善の策なのだから、それまでに生活保護に移れる人は、移ってシェルターや野宿から抜け出したほうがいい。

毎週月曜と金曜のあさ9時～12時まで、プレハブ事務所の2階の福祉部門で相談してみよう。

法律相談会(相談無料です) 主催:ホームレス法的支援者交流会

2008年11月15日(土) 午後1時～午後4時 場所:ふるさとの家(住所:西成区萩ノ茶屋3-1-10)

ずっと前に借りたお金のことを、気にしたりしていませんか。

5年以上返していないお金は、時効を使えば、原則として返す必要はありません。2割以上の利息を払っていた場合には、利息を計算し直すことが出来、元金が減ったり、お金が戻って来る場合もあります。破産手続をとって借金をきれいにしていくことも出来、費用は、法テラスというところがあなたにお金がかたまるまで、立て替えてくれる場合があります。取立てが厳しい業者など、お金を貸すこと自体法律上許されない場合があるので、是非相談してみてください。弁護士・司法書士が無料で相談を受けます。

